

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	おくやみコーナー【松阪】入力表 各課関係情報	
行政機関等の名称	松阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	戸籍住民課、保険年金課、地域福祉課、こども支援課、障がい福祉課、住宅課、市民税課、資産税課、収納課、上下水道総務課	
個人情報ファイルの利用目的	市役所内の死亡後の手続きについて、必要な手続きの確認、情報共有を行うため	
記録項目	1 故人（故人の氏名、生年月日、住所、世帯主名、死亡日）、 2 来庁者（氏名、生年月日、住所、電話番号、故人との続柄）、 3 相続人代表者（2に加えて、還付金受取のための銀行口座）、 4 葬儀の喪主（2に加えて、葬祭費受取のための銀行口座）	
記録範囲	故人、来庁者、相続人代表者、葬儀の喪主	
記録情報の収集方法	相続人代表者、相続人の代理人、住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）松阪市 戸籍住民課	
	（所在地）〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	E x c e l ファイル	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	人口動態調査票	
行政機関等の名称	松阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境生活部 戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	人口動態調査のため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 父母情報、5 続柄、6 住所、7 本籍・国籍、8 出生状況各種情報、9 死亡診断書（死体検案書）記載情報、10 婚姻・離婚情報、11 世帯の主な仕事	
記録範囲	出生、死亡、婚姻、離婚、死産届の届出人及び事件本人	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	松阪保健所を通じて三重県、厚生労働省	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）松阪市 戸籍住民課	
	（所在地）〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	相続税 5 8 条通知	
行政機関等の名称	松阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境生活部 戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	相続税 5 8 条通知を税務署へ送付するため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所、4 本籍・国籍、5 死亡場所、6 被相続人の主な仕事、7 届出人情報（氏名、続柄、住所）、8 死亡日	
記録範囲	死亡届届出人及び事件本人	
記録情報の収集方法	届出人本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三重県税事務署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）松阪市 戸籍住民課	
	（所在地）〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	戸籍簿等	
行政機関等の名称	松阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	環境生活部 戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍簿管理のため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 父母情報、5 続柄、6 本籍、 7 その他戸籍事項	
記録範囲	本人またはその親族	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その 旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称) 松阪市 戸籍住民課	
	(所在地) 〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	戸籍簿各記録項目の内容については、戸籍法 113 条から 117 条 までの規定に基づき訂正申請ができる。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	—	
備 考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	郵送請求	
行政機関等の名称	松阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	環境生活部 戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍等の郵送物を返送するため	
記録項目	1 受付番号、2 受付日、3 発送日、4 申請者氏名、5 必要者氏名、6 收受金額（合計）、7 不足金額、8 手数料（合計）、9 郵送種別、10 証明書別通数、11 返戻	
記録範囲	郵送で証明書の交付申請書を提出したもの（過去 3 年分）	
記録情報の収集方法	申請者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）松阪市 総務部税務課及び各地域振興局地域住民課	
	（所在地）〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1 及び各地域振興局所在地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳事務	
行政機関等の名称	松阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境生活部 戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録及び適正な管理を図り、以て住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 世帯主等、5 戸籍、6 国籍、7 通称名、8 選挙人名簿である旨	
記録範囲	現在市民及び過去に市民であった者（市民であった期間のみの情報）	
記録情報の収集方法	本人及び代理人からの申出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）松阪市 総務部税務課及び各地域振興局地域住民課 （所在地）〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1 及び各地域振興局所在地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	市長は、住民基本台帳各記録項目の内容について、住民基本台帳法第 14 条第 1 項に基づき正確な記録を確保するため必要な措置を行わなければならない。 住民基本台帳に記録されている者は、同条第 2 項の規定に基づき記載事項の修正を申し出ることができる。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	

様式第 1 号（第 2 条関係）

備 考	
-----	--

作成日（最終修正日）：令和 5 年 4 月 1 日